

2022年8月3日

最終保障供給契約をご契約中のお客さま 各位

四国電力送配電株式会社

最終保障供給料金の見直しに関する検討状況について（2022年9月見直し予定）

平素は、弊社事業に格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、お客さまと弊社の間でご契約中の最終保障供給契約は、国の審議会である第52回電力・ガス基本政策小委員会（2022年7月20日）における取りまとめ内容を踏まえ、最終保障供給料金の見直しを予定しております。

つきましては、電力・ガス基本政策小委員会において取りまとめされた最終保障供給料金の見直し内容等について、下記の通りご案内いたしますので、お客さまにおかれましては、今回の見直し内容をご確認いただき、各小売電気事業者の契約受付状況や料金メニューと比較のうえ、今後の契約についてご検討を行っていただければ幸いです。

記

1. 最終保障供給料金の見直しの背景と見直し時期について

最終保障供給契約は、いずれの小売電気事業者とも電気需給契約の手続きが整わないお客さまに対し、電気の供給を一般送配電事業者が保証し安定供給を確保する仕組みであり、その料金は、みなし小売電気事業者の標準料金メニューと比べて割高に設定されております。

しかしながら、昨今の卸電力市場価格の高騰により、小売電気事業者の料金メニューが最終保障供給料金より割高となり、最終保障供給のセーフティネットとしての機能が損なわれかねないことから、国の審議会において最終保障供給料金の在り方について検討が行われてきました。

今般、国の審議会である第52回電力・ガス基本政策小委員会（2022年7月20日）において、各エリアのみなし小売電気事業者（四国エリアは四国電力株式会社）が標準メニューでの受付再開の見通しを公表次第、同審議会での整理内容に基づき、一般送配電事業者が最終保障供給料金を見直すよう方針が示されました。

[参考] 第52回電力・ガス基本政策小委員会（2022年7月20日）資料3-3

「今後の小売政策の在り方について中間とりまとめ（案）」抜粋

各エリアの事情に応じ、各みなし小売電気事業者において、標準メニューでの受付再開に向けた検討を速やかに進め、準備の整った事業者から、その見通しが示され次第、各一般送配電事業者において、既存の最終保障需要家への影響も配慮の上、速やかに本取りまとめの内容に基づき、最終保障供給料金を見直すことが期待される。

2022年8月3日、四国電力株式会社が標準メニューでの受付再開の見通しを公表したことを受け、弊社は最終保障供給料金を見直し、「電気最終保障供給約款」の変更について経済産業大臣へ届出することを予定しております。[本年9月実施予定]

最終保障供給料金を見直し時期については、経済産業大臣への届出を行った段階で、改めてお知らせいたします

2. 最終保障供給料金を見直し内容

◆ 基本料金（変更なし）

引き続き、電気最終保障供給約款の基本料金単価に基づき算定いたします。

◆ 電力量料金（変更あり）

卸電力取引市場価格との差異を調整するため、新たに以下の補正項（単価）を設定し、電力量料金単価をプラス・マイナス調整する算定方法へ見直しを行います。

【現行】 基本料金 + 電力量料金（燃料費調整額を含む）
 【変更後】 基本料金 + 電力量料金（燃料費調整額を含む） + **補正項**

◆ 補正項（単価）の算定方法

補正項（単価） = 卸電力取引市場価格※ + 託送供給等約款の電力量料金単価
 - 電気最終保障供給約款の電力量料金単価（燃料費調整単価含み）

※ 一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）が運営するスポット市場における、四国電力送配電供給区域における取引価格（四国エリアプライス）に基づき算定。

◆ 補正項（単価）の最終保障供給料金への反映タイミング

当月の電力量料金に、前々月の21日～前月20日までの卸電力取引市場価格（四国エリアプライス）の実績値に基づき算定された補正項（単価）を適用いたします。

《補正項（単価）反映時期のイメージ》

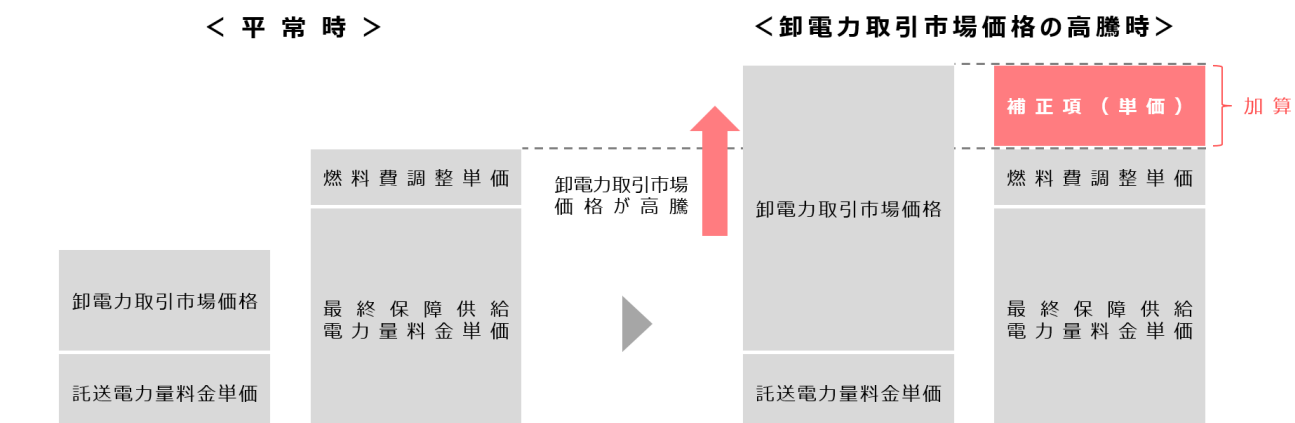
	前々月	前月	当月（計量月）
補正項を反映する 最終保障供給料金の算定期間		料金適用 	当月計量日～翌月計量日前日の使用分
補正項の 算定・公表スケジュール	前々月21日～前月20日における 卸電力取引市場価格の実績値		補正項の 算定・公表

◆ 補正項（単価）の適用イメージ

(1) 卸電力取引市場価格の高騰により、プラス調整を行う場合

卸電力取引市場価格に託送供給等約款の電力量料金単価を加算した金額が電気最終保障供給約款の電力量料金単価（燃料費調整単価含み）を上回る場合は、電気最終保障供給約款の電力量料金単価に補正項（単価）を加算いたします。

《プラス調整を行う場合のイメージ》

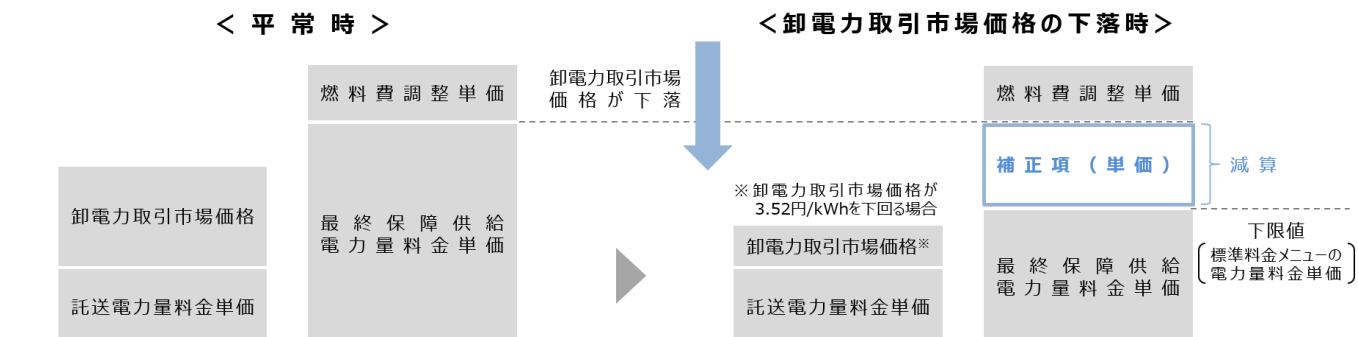


(2) 卸電力取引市場価格の下落により、マイナス調整を行う場合

卸電力取引市場価格の算定期間における四国エリアプライスの単純平均値が3.52円/kWh(2019年度～2021年度で最も安い期間 [2020年4月21日～5月20日] の平均値)を下回る場合は、電気最終保障供給約款の電力量料金単価から補正項（単価）を減算いたします。

ただし、補正項（単価）を減算した後の電力量料金単価は、四国電力株式会社の公表する標準メニューの電力量料金単価を下限值といたします。

《マイナス調整を行う場合のイメージ》



3. その他

(1) 最終保障供給料金の見直し内容の詳細について

国の審議会で取りまとめされた最終保障供給料金の見直し内容の詳細につきましては、経済産業省ホームページに掲載されている第52回電力・ガス基本政策小委員会（資料3-3）「今後の小売政策の在り方について中間とりまとめ（案）」をご参照ください。

URL : https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/052_03_03.pdf

(2) お問い合わせ先

本件に関してご不明な点がございましたら、最寄りの弊社事業場までお問合せください。

[受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝・年末年始を除きます）]

【参考】弊社事業場一覧

弊社ホームページURL : <https://www.yonden.co.jp/nw/company/index.html>

以上